

「**高校生の進路保障に 対する取り組み**」

～**企業トップクラス層を対象とした「人権問題研修会」**～

**滋賀県進路保障推進協議会
事務局長 浅居 英雄**

滋賀県

進路保障

推進協議会

とは？

進保協とは

人権の視点に立ち、県行政や労働行政・関係諸団体と連携しながら、同和地区出身生徒・学生をはじめとする**すべての生徒・学生等の進路保障上の問題**に関わって取り組んでいる組織。

【 進保協の目指すところ 】

「すべての生徒・学生等の
進路保障」と

「差別がなくなり、
公正採用選考が行われること」

「就職する」ということは

人生や将来の生活に関わる大きな決定

⇒ 「職業選択の自由」が保障



**差別や不適正な選考方法で
将来への歩みが閉ざされたり曲げられたら、**

きわめて重大な問

「進路保障」とは、

- × 単に生徒の行き先を斡旋
- ◎ 「差別の現実には深く学ぶ」という
人権・同和教育の視点を踏まえながら、
「将来の生活」をどう保障していくのかと
いう「教育総体の営み」

進保協の原点とは？

1975年

部落地名総鑑差別事件



全国の被差別部落の名前、所在地、
住民の職業などを記載した「部落地名総鑑」
8種類が出版

1975年

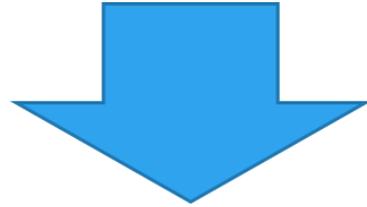
「部落地名総鑑差別事件」



**「部落地名総鑑」を名だたる大企業など
200社以上が購入**

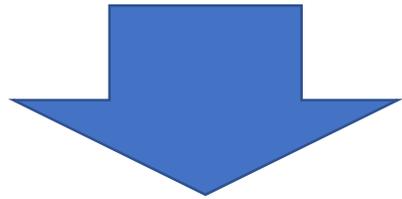
1975年

「部落地名総鑑差別事件」



採用選考で、同和地区出身者を**排除**、
就職差別を**補完**することを
目的として利用

差別がダメな理由



・合理的根拠なし、

・偏見 (思い込み・決めつけ)

でしかない！！

多くの差別は、
悪意を持って
意図的にする
ものではない！！

【被差別当事者から見える対人構図】

A

マジョリティ
(多数)

無関心層

- ・ 無関心・傍観・容認
- ・ 無知（知らない・無学習）
- ・ 気づいていない

B

加差別者

- ・ 偏向教育の信仰者 ・ 偏見
- ・ **自分が他者より優位に立ちたい**

D

反差別行動者

「差別をなくしたい！」と思う人。
「差別なんて、**ない方が良い!**」

C

被差別当事者

・ **元々差別される人ではない!**

差別の問題は、

差別される側にあるのではなく、

差別する側にあり、

差別する側の問題であ

り、

差別する側に

非がある！！

個人の尊厳を損ね

社会から排除される

**そんなことは
あってはならない!!!**

1977年

滋賀県進路保障
推進協議会

設立

滋賀県進路保障推進協議会とは

運動団体

研究団体

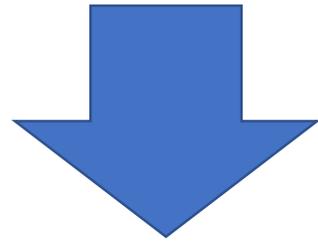
学校団体

労働行政

などの24の組織で構成される協議会

⇒ 多角的な視点から就職差別撤廃

進保協は他都道府県にはない

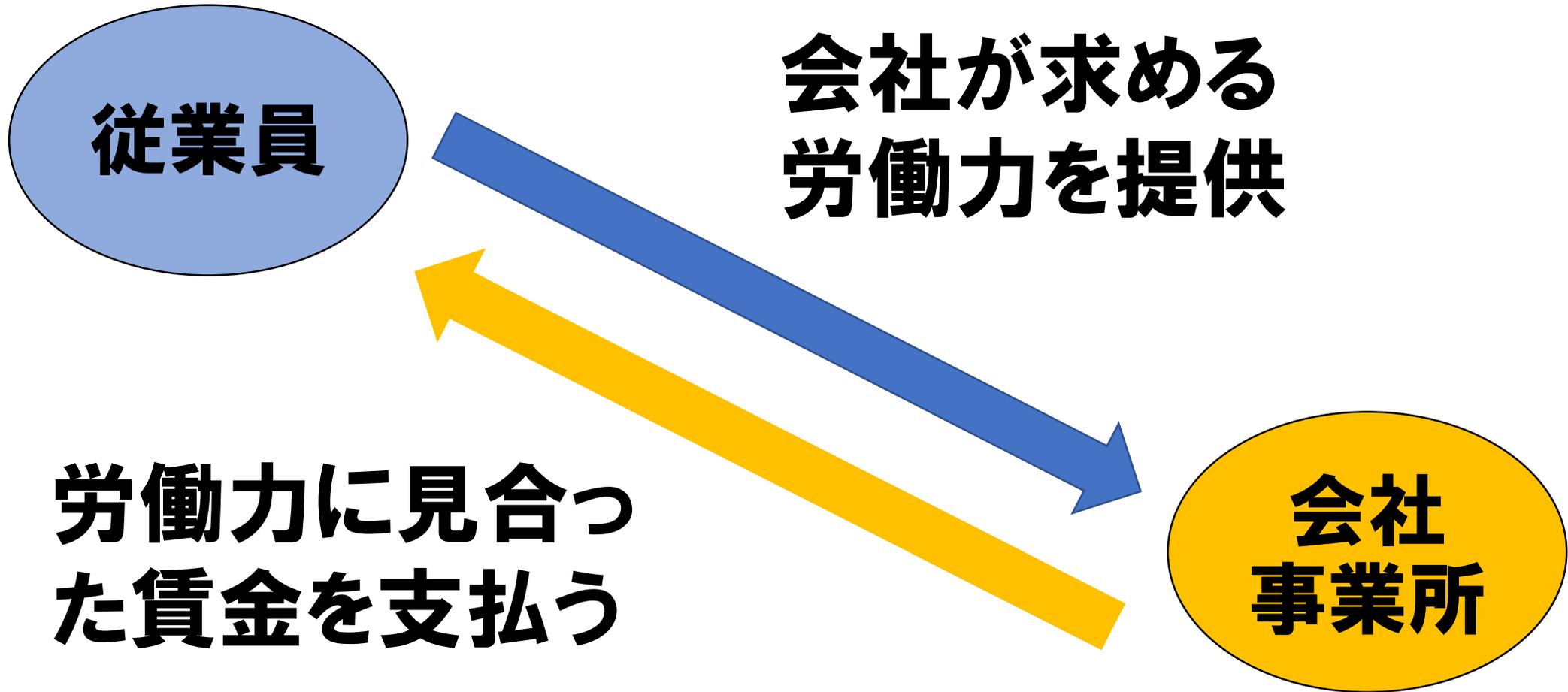


滋賀県独自の取組
滋賀県独自の組織

進保協の具体的取組

- **高校生等への啓発・講演**
- **不適正事象への対応**
- **就職選考試験報告書の精査**
- **夏季企業研修**

本来、仕事とは



**仕事に就く(就職する)ための
採用面接では**

仕事をするにあたっての

能力・適性のみ

で判断されなければならない

採用選考時の面接

仕事をする上での**能力・適性**に関係のない

本人に責任のない事項

本来自由であるべき事項

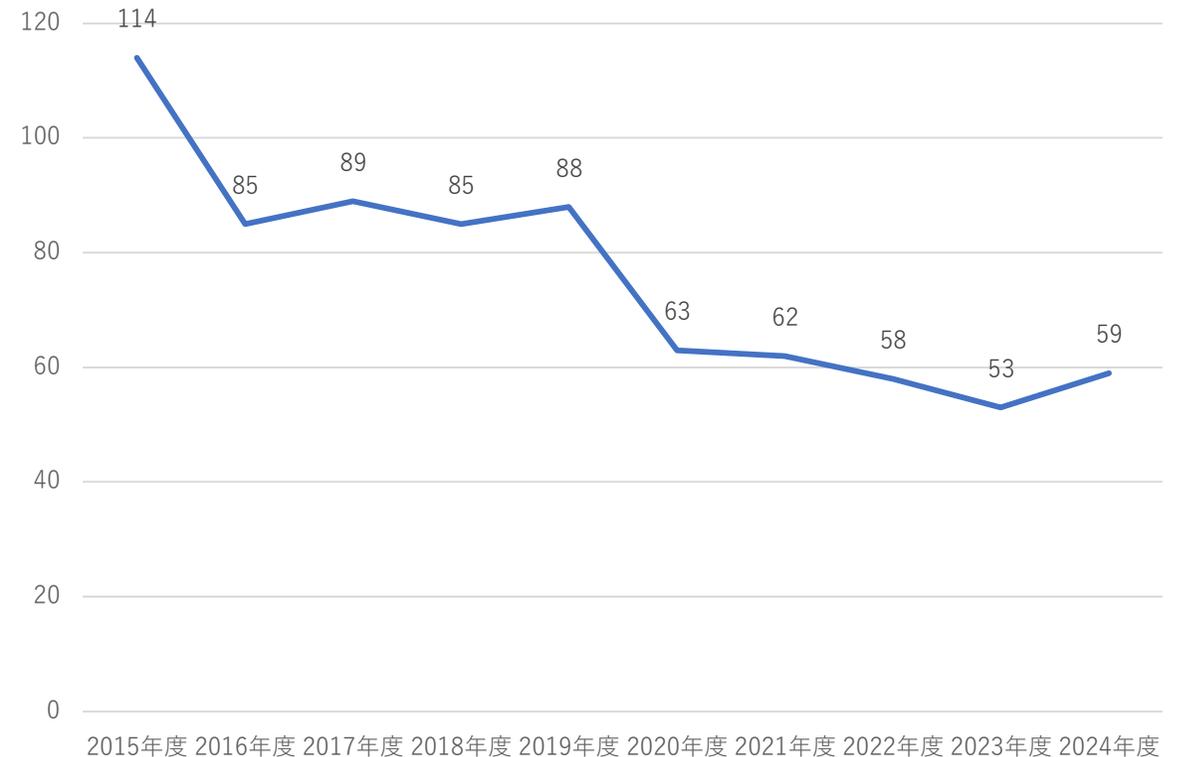
は質問してはならない

2024年度の採用試験報告書によると

のべ**1995名**が受験
法に抵触する質問も受けた数
(県内・県外全事業所)

のべ**124名**
約16人に1名が
法に抵触する不適正質問を
受けている現状

触法不適正質問事業所数 (県内)



不適正質問の行う可能性のある事業所

- 県外の事業所で就業場所も県外
- 就業場所は県内だが、本社が県外
- 採用ありきの面接試験
- 初めて、久しぶりに高卒求人を出した

不適正質問以外の不適正事象

特に、近年目立ってきている不適正事象が

内定後の提出書類

に関する不適正事象です

**不適正質問は法的に禁止されていますが、
内定後の書類に関してはグレーゾーン**

**ですが、厚労省も
「面接時に情報収集してはならないものは、
基本的には内定後も合理的な理由なく
収集してはならない。」
というような見解を示しています。**

内定後の提出書類

入社承諾書

もしくは

入社保証書

**基本的には、上記以外の書類は
内定後でも求めないようお願いします。
す。**

前述した書類と一見似ているように見える

誓約書・身元保証書は？

多くの事業所の誓約書・身元保証書を見ていると
「**貴社の就業規則**その他諸規則を守り・・・」との
記載があります。

【 新規高卒者就職選考のルール 】

- **書類のみの選考禁止（⇒ 対面面接）**
- **事前選考の禁止（応募前職場見学含む）**
- **二段階・三段階等の多段階選考禁止**
- **採用スケジュール（応募、選考等の時期）厳守**
- **応募書類（近畿高等学校統一用紙のみ）**
- **生徒と事業所の直接連絡禁止**
（連絡は必ず学校を通す）
- **一人一社制**
- **指定校制（滋賀県独自）**
- **3倍枠（滋賀県独自）**

【新規高卒者の就職】

連絡等は学校を通して

基本的に本人との接触・連絡はできず、学校を通しての連絡とする。

内定後も同様。

【 新規高卒就職 】

進路計画 履歴書指導 ・

希望事業所調査 ・ 校内選考



応募事業所の決定 ・ 模擬面接



採用選考

・ これからの企業に求められるもの

会社の変化

多様性ではないでしょうか

健全者・障がい者

日本人・外国人が

自分らしく活動できる企業

良いスパイラルを生み出す

心理的安定性

高校生にとっての就職選考試験

自分の将来を
切りひらく第1歩

今後の人生を左右する
重要かつ重大なイベント

公平公正な採用選考

差別のない社会の実現

に向けてご協力をお願いいたします。

ご清聴

ありがとう

ございました